

争族の事例～ニトリの場合

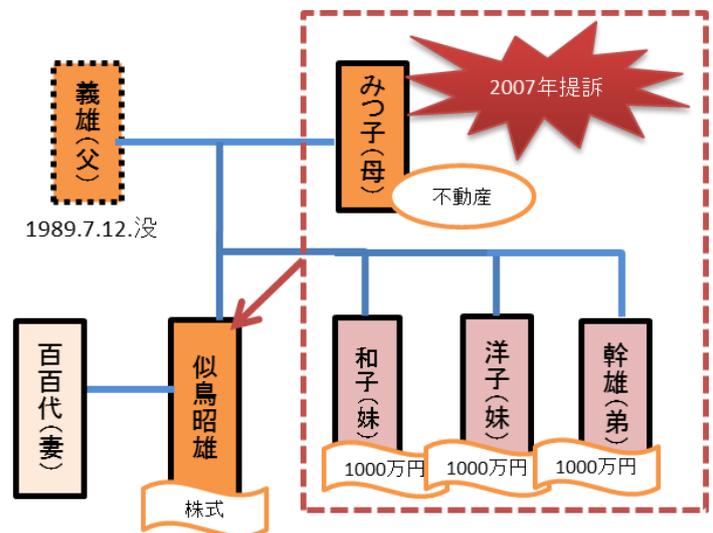
家具製造小売り最大手のニトリホールディングス(以下ニトリ)の社長似鳥昭雄氏が、父の義雄氏のニトリ株の相続をめぐる親族から訴えられているケースは、規模も知名度も大きく世間の注目の的となりました。

争点は「遺産分割協議書は有効か否か」

現在のニトリの前身は父・義雄が代表取締役をなっていた「似鳥家具卸センター」で、母・みつ子氏、昭雄氏、昭雄氏の妻が取締役となっていました。しかしそもそもの創業は、弟や妹達も含めた似鳥家の個人商店の「似鳥家具店」でした。

争いの発端は義雄氏の1989年7月の相続にさかのぼります。義雄氏が亡くなった際に、昭雄氏がニトリ株 92,500 株と関連株 1,740 株を全て相続、母親は不動産を、弟の幹雄氏と妹の洋子さんら3人妹弟は現金1,000万ずつを、1990年1月付の遺産分割協議書で相続しました。それから17年たった2007年に、母、弟、妹の3人が「遺産分割協議書に押印された実印は勝手に使われたものであり、協議書は偽造されたものだから、株の分割は未了で、株式は共同保有のままである」と昭雄氏を訴えたのです。

2012年1月17日一審の札幌地裁では、この1990年の遺産分割協議書は、他の妹弟の実印を預かっていたみつ子氏が、義雄氏との話し合いで株が分散しないようにとの配慮で合意して、(署名押印でなく記名押印でしたが)妹弟の実印を押印したもので、有効であると、昭雄氏側の全面勝訴の判決となり、2012年に札幌高裁で和解しました。



妹弟が相続した1,000万円は妥当か？

相続が起きた当時、公開前(かつ分割前)のニトリ株 92,500 株がいくらしていたかは不明ですが、未上場株で数千万円程度の評価だったとすれば、この時の弟妹の取り分現金1,000万円がそれほど不当とは言えません。しかしニトリは1989年9月に株式公開し、1998年の508円の安値から2006年には13,480円(26倍)にまで高騰しています。(その後分割して今は約7,000円) 親族が株式の相続について争うことになったのも、この株価の高騰と無縁とは思えません。昨年の米経済紙フォーブスによると、昭雄氏の株式資産総額は1,300億円と推計されています。

生前対策と遺言は絶対に必要

現社長の父親が誰にどのように会社を継がせるかを生前に決めておけば、このような争族問題は防げた可能性があります。また株式が公開前で株式の贈与等を通じて計画的に後継者に株式を承継するよう対策をとっておく方法も併用すべきだったかもしれません。

そもそも公開前の時点で相続が起きているのですから、生前に父親が株式の承継について公正遺言証書を用意しておけば、よかった訳です。遺言は、相続(争族)問題では極めて重要な対策です。

しかし、その遺言でも、自筆遺言証書が2通も出てきて遺族が争う事例もあります。今回は、その事例として京都の人気カバン店「一澤帆布」のケースを見てみましょう。